

日本ろうあ者卓球協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は日本ろうあ者卓球協会と称し、略称は「日ろう卓協」とする。
英文名「Japan Deaf TableTennis Association (略称:JDTTA)」とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は本会の事務局長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、全国の卓球を愛好する聴覚障害者の相互扶助のもとに団結し、会員相互の技術と知識等の向上に努めるとともに、聴覚障害者のスポーツ振興をはかる中で聴覚障害者の生活ひいては福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の卓球技術の強化に関する事
- (2) トレーナーなどのコーチスタッフの養成に関する事
- (3) 卓球技術に関する調査研究、啓発に関する事
- (4) 国際交流の開催等に関する事
- (5) 本会の目的達成に必要な事業
 - (イ) 本会は協力団体として、全国ろうあ者卓球選手権大会の運営・進行に携わる
 - (ロ) 日本ろうあ者スポーツ協会から委ねられたアジア太平洋ろうあ者競技大会及びデフリンピックの日本代表選手と監督等の選考を担う
 - (ハ) 日本卓球協会の加盟団体としての活動を進める
 - (ニ) その他

第二章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。
卓球を愛好する聴覚障害者(身体障害者手帳の交付を受けている者)で、本会の趣旨に賛同したものは正会員とする。

- 2.1.の夫婦の方は夫婦会員として入会することができる。
- 3.健聴者は賛助会員として入会することができる。
- 4.1.以外の聴覚障害者は購読会員として入会することができる。
- 5.学生は(18歳未満は保護者の了承が必要)学生会員として入会することができる。
- 6.総会における議決権と発言権は正会員と夫婦会員のみもつものとする。

(入会手続き)

- 第6条 本会に入会を希望するものは、本会所定の入会申込み書に必要事項を記入し、会費担当(事務局)へ提出すること。
また、各県聴覚障害者団体卓球部に籍をおく者は「団体」とし、卓球部の部長もしくは代表者がまとめたの申し込み、「個人」は OBOG もしくは本会に賛同頂ける方(賛助・学生会員も含む)を対象とする。

(会費)

- 第7条 正会員・夫婦会員・賛助会員・購読会員・学生会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- | | | | | | |
|--------|----|-------|------|----|-------|
| 付記：正会員 | 年間 | 3000円 | 夫婦会員 | 年間 | 5000円 |
| 賛助会員 | 年間 | 1000円 | 購読会員 | 年間 | 1000円 |
| 学生会員 | 年間 | 1000円 | | | |

(登録内容変更)

- 第8条 登録内容に変更が発生した場合は、速やかに本会事務局長へ連絡すること。

第三章 役員

(役員)

- 第9条 本会に次の役員を置く
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理事 10名以内
 - (5) 監事 2名
2. 本会の役員は、総会において会員の中より選任する。
3. 役員分担は役員会内で互選又は選挙によってなされるものとする。
4. 役員会の了承、推薦によるアドバイザーを置く。但し、役員ではなく、議決権を有しない。

(職務)

- 第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じた時は、その職務を代理する。
 3. 事務局長は本会の事務を掌理する。
 4. 理事は、事業の企画、立案、その執行の任にあたる。
 5. 監事は、本会の会計及び業務の運営状況を監査する。
 6. アドバイザーは当会の活動及び色々な面に対しての指導、助言をする。

(任期)

- 第11条 役員任期は4年とする。但し、再任は防げない。
2. 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 運 営

(部会及び委員会)

第12条 本会の目的、事業を完遂するために、会の執行の補助機関として部会及び委員会を設けることが出来る。

(会 議)

第13条 会議は、総会及び役員会、事務局会議とし、総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第14条 総会は、第5条の正・夫婦会員をもって構成する。
2. 役員会は、第9条の役員をもって構成する。
3. 事務局会議は、第9条の役員の内、事務局長をはじめ議事に関与する役員をもって構成する。

(会議の開催)

第15条 通常総会は、原則として毎会計年度終了後1ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、役員会が必要と認められた時、または会員総数の3分の1以上から開催の請求があった時に開催する。
3. 役員会は随時開催する。尚、役員会の議長は互選で選出する。
4. 事務局会議は随時開催する。

(招 集)

第16条 総会及び役員会は、会長が招集する。
2. 事務局会議は事務局長が会長の了承のもと招集する。

(定足数)

第17条 役員会は役員全員出席の上での開会が原則。(やむを得ない事情で欠席の場合、委任状を会長宛に提出する)
2. 総会は正会員出席者人数と委任者数が構成員(正会員)の半数以上を超えれば、成立するものとする。

(選挙・採決)

第18条 本会役員会での議事採決は役員会出席者の多数決もしくは信任採決の場合、出席者の過半数をもって決定する。
2. 役員会での役員担当分担は互選もしくは役員会出席者の議決により決定する。
3. 役員会の議長は役員会の構成員から互選で選出する。この場合議決権はもつものとする。
4. 本会総会の採決は出席した構成員の過半数もしくは多数決をもって採決されるものとする。
5. 総会の議長は当会構成員から2名まで選出する。この場合、総会の議決権はもたないものとする。
6. 総会での役員選出に選挙管理人を置くことができる。選挙管理人は総会構成員から選出する。

第五章 会計

(資産の構成)

第19条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 交付金及びその他寄付金
- (2) 会費
- (3) その他の収入

(予算及び決算)

第20条 本会の収支予算は、総会の議決により定め収支決算は年度終了 1 ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第21条 会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、この規約で定めたものを除いて、役員会の議決を経て会長が定める。

2. 随時の事業及び会計支出は役員会の承認のもと、実施することができる。

第六章 日本卓球協会

(加盟団体としての職務)

第23条 本会は平成 15 年 4 月 1 日付で日本卓球協会(以下、日卓協)に正式に団体加盟し、日卓協の一員として、第 3 条目的に添った活動を進める。

2. 日卓協評議員は本会役員会において推薦されたものがその任を担う。
3. 当評議員及び日卓協に関する経費は本会会計より補うものとする。
4. 毎年日卓協に定められた団体加盟分担金を納めなければならない。
5. 日卓協からの補助金は本会の活動に使うものとする。
6. その他、日卓協の一員としての活動は本会役員での了承の上、進めるものとする。

第七章 補足

1995 年 9 月 10 日 施行

2001 年 9 月 16 日 一部改正

2003 年 9 月 13 日 一部改正

2005 年 9 月 24 日 一部改正